

# 第2次木津川市ごみ減量化推進計画 (もったいないプラン)

令和8年3月

木 津 川 市



## 目 次

第1章 計画策定の背景と基本事項.....	- 1 -
1-1 計画策定の背景.....	- 1 -
1-2 計画策定の基本事項.....	- 2 -
計画の位置づけ.....	- 2 -
計画の適用範囲.....	- 2 -
計画目標年次.....	- 2 -
第2章 ごみ処理の現状と課題.....	- 3 -
2-1 人口の推移.....	- 3 -
2-2 ごみ排出量の推移.....	- 4 -
2-3 ごみ処理の状況.....	- 5 -
2-4 ごみ減量・リサイクルへの関心や取り組み状況.....	- 12 -
・設問① ごみ問題への関心について.....	- 14 -
・設問② ごみを減らす工夫について.....	- 15 -
・設問③ まだ利用できる不用品の処分について.....	- 16 -
・設問④ 生ごみのリサイクルについて.....	- 17 -
・設問⑤ ごみ減量・リサイクルを進める上で重要だと思うことについて.....	- 18 -
・設問⑥ 事業所で行っているごみの減量・リサイクルの取り組みについて.....	- 19 -
2-5 可燃ごみ組成の推移.....	- 20 -
※可燃ごみの組成調査とは.....	- 21 -
第3章 ごみ減量目標.....	- 22 -
3-1 ごみ処理の基本方針及びごみ減量の取り組みの意義(基本理念).....	- 22 -
3-2 家庭ごみ(分別ごと)の減量目標.....	- 22 -
① 可燃ごみ.....	- 23 -
※食品ロスを削減することの重要性.....	- 25 -
② ビニール・プラスチック容器包装.....	- 26 -
③ 燃やさないごみ.....	- 27 -

---

④ ペットボトル .....	- 28 -
⑤ 粗大ごみ.....	- 29 -
※資源物の回収及びリサイクルの取組み .....	- 30 -
3-3 事業系ごみの減量目標 .....	- 31 -
3-4 ごみの減量に向け実施する具体的な施策 .....	- 32 -
施策1 循環意識の醸成.....	- 32 -
施策2 ごみの減量及び再資源化の推進に向けた施策 .....	- 35 -
施策3 ごみの適正排出及び散乱防止に関すること .....	- 39 -
第4章 循環型社会推進基金.....	- 40 -
4-1 ごみ袋有料制の意義と売上金(循環型社会推進基金)の活用について.....	- 40 -
4-2 循環型社会推進基金活用事業の評価・検証について .....	- 41 -

---

## 第1章 計画策定の背景と基本事項

### 1-1 計画策定の背景

私たちの日常生活の豊かさと引換えに排出されるごみは、その複雑化・多様化の傾向が顕著となっています。

このような状況下において、従来の廃棄物の処理体制の限界や処理コストの増大、ごみ処理に係る温室効果ガスの排出による環境負荷の増加等、多くの課題が顕在化しており、ごみの減量は従来にも増してその重要性が高まっています。

また、限りある天然資源の消費を抑制するとともに、従来は廃棄されていた資源物の回収・有効活用や、環境負荷の低い廃棄物処理システムの構築、廃棄物の焼却処理量の削減による温室効果ガスの抑制により地球温暖化を防止するという観点からも、ごみの発生抑制の取組みや、消費した資源の再使用・再利用といった「循環型社会」への転換が強く求められています。

こうした情勢を踏まえ、本市では引き続き、廃棄物の発生そのものを抑制すること、またやむを得ず廃棄された資源物を回収することが重要であると考え、ごみの「減量」と「再資源化」の取組みをより一層推進する必要があります。

本市では、令和7年3月に「第2次木津川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下「ごみ処理基本計画」という。)を改訂し、令和22年度を新たな目標年次としました。

本計画は、このごみ処理基本計画と併せて、市民・事業者・行政が一体となって取り組むための方向性と具体的施策を示すものであり、持続可能な社会の実現に向けた重要な第一歩として、策定するものです。

## 1-2 計画策定の基本事項

### 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき、令和7年3月に本市が策定したごみ処理基本計画を補完するものであり、ごみの排出量を同計画で定めた目標値まで抑制することを目指し、ごみ減量の取組みを推進するための実践活動の指針として定めるものです。

### 計画の適用範囲

ごみ処理基本計画と同様に、本計画の対象区域は、本市全域とします。

また本計画は、ごみ処理基本計画と同様に、廃棄物処理法に規定される廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)のうち、すべての一般廃棄物を対象とします。

具体的には、各家庭から排出され、本市が収集・運搬を行う「生活系ごみ」のほか、地域住民の取組みにより古紙等を回収する「集団回収ごみ」、そしてお店や会社、自治会等の事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」を主な対象とします。なお、事業活動に伴って排出される事業系ごみのうち、産業廃棄物は対象外とします。

### 計画目標年次

本計画は、ごみ処理基本計画に合わせて令和22年度当初を計画目標年次とします。

また、令和11年度に実施するごみ処理基本計画の前中期期間(令和7年度～令和11年度)の評価・見直しに併せて、本計画の中間評価及び見直しを行うとともに、本計画をごみ処理基本計画へ統合します。

なお、社会情勢の変化や計画策定の前提条件等に大きな変動があった場合には、上記に関わらず必要に応じて柔軟に見直します。

年 度															
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
前期期間					中期期間					後期期間					
第2次木津川市 ごみ処理基本計画					統 合	第2次木津川市 ごみ処理基本計画									
第2次木津川市 ごみ減量化推進計画 (本計画)															

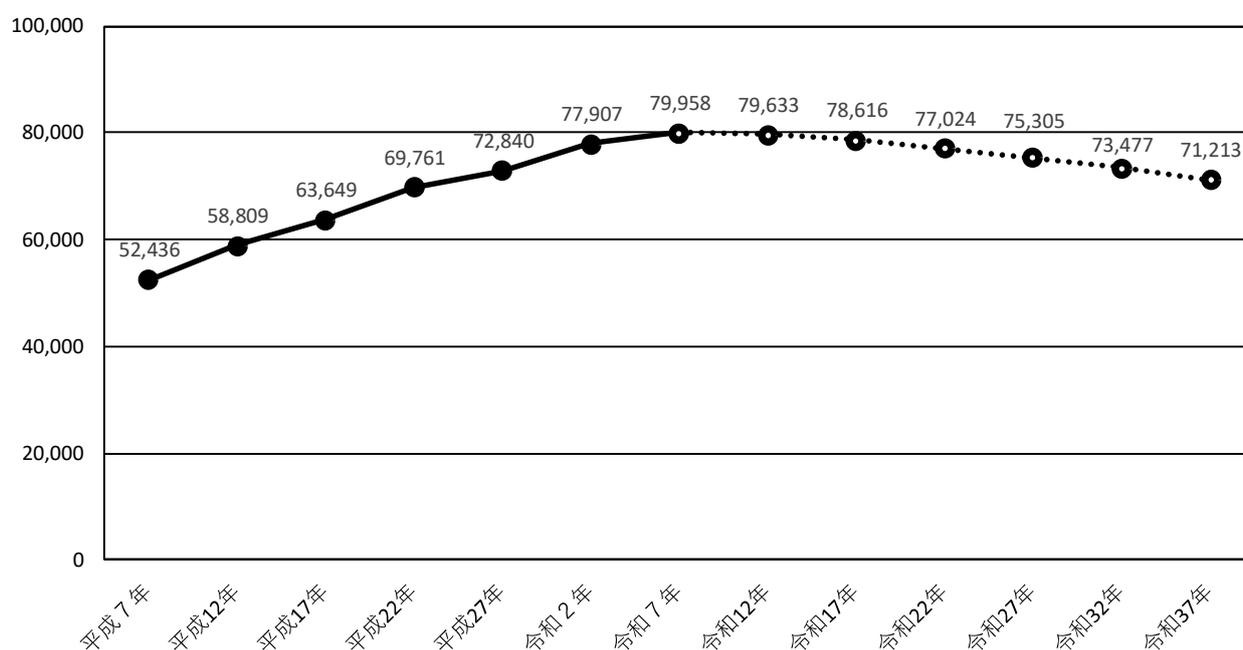
## 第2章 ごみ処理の現状と課題

### 2-1 人口の推移

全国的に人口減少が懸念される中、本市の人口は、合併以後増加傾向にありましたが、令和4年9月に8万人に達したのち、増加から減少傾向への転換を迎え、再度8万人を下回りました。

今後も引き続き緩やかに減少するとともに、高齢化率も徐々に上昇を続けることが予測されます。

表2-1 人口の推移



※令和2年度以前：国勢調査結果、令和7年度以降：第2次木津川市総合計画後期計画の推計値 より

## 2-2 ごみ排出量の推移

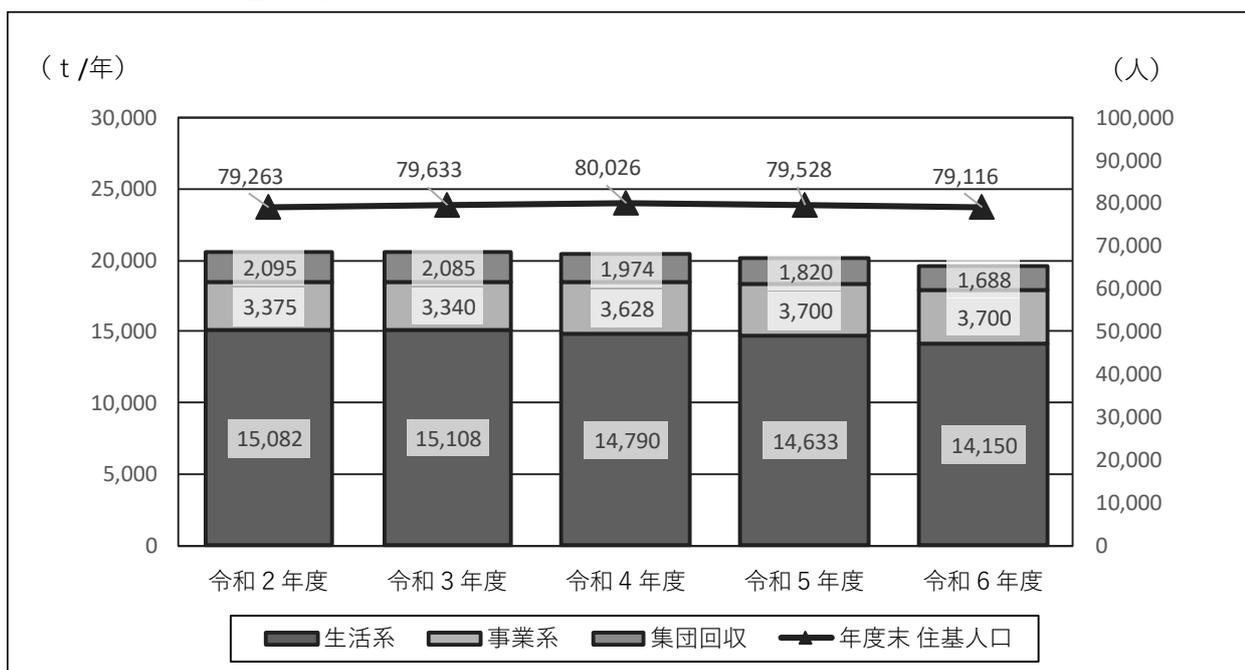
本市の各ごみの排出量は、表2-2のとおりです。

生活系ごみ及び集団回収ごみの排出量は人口の減少や有料指定ごみ袋製の導入、また市民一人ひとりの努力により減少傾向にあります。事業系ごみは増加しています。今後、人口の減少に伴い、各ごみの排出量も引き続き減少していくと予想されますが、人口減による自然減に加え、一人1日当たりの排出量の削減目標を設定するとともに、一人ひとりの行動変容や努力を促すことで、いかに市全体のごみ排出量を更に抑えていくかが課題です。

なお、第1次木津川市ごみ減量化推進計画(以下「前もったいないプラン」という。)において、可燃ごみの排出量目標を令和7年度時点で一人1日当たり326.0グラムと設定し減量に向け取り組みましたが、令和6年度末時点の可燃ごみの排出量は一人1日当たり379.3グラムとなりました。

また可燃ごみ以外の家庭系ごみ排出量目標については、令和7年度時点で一人1日当たり311.0グラムと設定したところ、令和6年度末時点の排出量は、古紙回収量等の減により一人1日当たり167.4グラムとなり、目標値からさらに△143.6グラムの削減となりました。

表2-2 ごみ排出量の推移



## 2-3 ごみ処理の状況

### ① ごみの分別区分

本市におけるごみの分別区分は、次のとおりです。

表2-3-① ごみの分別区分

分別区分	主な品目	出し方
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台所ごみ</li> <li>・ リサイクルできない紙くず</li> <li>・ 布や革製品</li> <li>・ プラスチック製品 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定ごみ袋は、市内等の小売店で購入ください。</li> <li>・ 生ごみは水分を切ってください。</li> <li>・ 葉・草は乾燥させて1回180L分まで（原則の3袋までとは別）。規定サイズに束ねた枝や棒、板は1回3束まで。</li> <li>・ 紙おむつは汚物をトイレに流してから出してください。減免対象のため、無色透明または確実に中身が見える白色半透明の袋でも出せます。</li> <li>・ ふとんは1回あたり2枚まで。</li> <li>・ 自己搬入では指定ごみ袋は不要ですが、10kgあたり286円（税込）の手数料が必要です。</li> </ul>
ビニール・プラスチック容器包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 菓子袋</li> <li>・ レジ袋</li> <li>・ 発泡スチロール</li> <li>・ 包装容器 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中身を使い切り、汚れを取ってください。</li> <li>・ 汚れが取れないものは「可燃ごみ」へ。</li> <li>・ 容器包装でないビニール・プラスチックのものは「可燃ごみ」へ。</li> <li>・ 値段シールや商品表示シールなど、剥がせるものは剥がしてください。（剥がれないものはそのまま出せます）</li> </ul>
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属類（空き缶、刃物など）</li> <li>・ ガラス類（あきピン、鏡など）</li> <li>・ 焼き物（せともの類）</li> <li>・ FRP製品（ヘルメットなど）</li> <li>・ 45Lの袋に入る電化製品 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中身は使い切る、または処分してください。</li> <li>・ 汚れているものは軽く洗ってください。</li> <li>・ 刃物や割れたガラスは紙などに包んで「危険物」の表示をしてください。</li> <li>・ 電池で動くものや金属混合製品は、収集員に分かるよう表示をしてください。</li> <li>・ 水銀体温計/血圧計は「環境課」まで。</li> <li>・ 土・砂・石・ブロック等は収集できません。</li> </ul>
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャップ及びラベルを取り除いたペットボトル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャップ、ラベルは外して「ビニール・プラスチック容器包装」へ。</li> <li>・ 中をすすぎ、できるだけ小さくしてください。</li> <li>・ 色々な大きさや形のものがあるので、マークを確認してください。</li> <li>・ 「燃やさないごみ」と「ペットボトル」は別々の袋に入れてください。</li> </ul>

第2次木津川市もったいないプラン

分別区分	主な品目	出し方
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45Lの袋に入らないサイズのもの（家具、自転車など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1点ずつ目立つ大きさの「不用品」の貼紙を風などで飛ばされないようにつけてください。</li> <li>・ 45Lの袋に入るものは、各分別ごみの日に出してください。</li> <li>・ 電池や燃料は抜いてください。</li> <li>・ 家電リサイクル法対象品や市で処理できないものは収集できません。</li> <li>・ ふとんは1回あたり2枚まで。（「可燃ごみ」でも出せます）</li> <li>・ 剪定枝・木等は直径3cm以下の枝葉は落とし、枝葉は「可燃ごみ」へ。</li> </ul>
古紙・古布類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新聞</li> <li>・ 雑誌、雑がみ</li> <li>・ 段ボール</li> <li>・ 古着、古布類</li> <li>・ 飲料用紙パック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できるだけ地域の「古紙類の集団回収」へ。（集団回収の回収日、回収方法、回収品目は団体により異なります。）</li> <li>・ 種類ごとにしばって出す、または紙袋に入れて出してください。</li> <li>・ 飲料用紙パックは、中をすすいで切り開き、乾かしてください。中が銀色のものは「市役所回収ボックス」または「可燃ごみ」へ。</li> <li>・ 古布は濡れないように中身の見える袋に入れて出してください。</li> <li>・ 新聞には、本や雑誌、雑がみを混ぜないでください。</li> </ul>
乾電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使いきりタイプや充電ができないタイプの乾電池（マンガン電池、アルカリ電池、コイン電池など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両極をビニールテープなどで絶縁し、商業施設や公民館などに設置している使用済乾電池回収箱へ入れてください。</li> <li>・ ボタン電池は、販売店などに設置しているボタン電池回収缶へ入れてください。</li> <li>・ 小形充電式電池は、市役所や支所、西部出張所に設置している小形充電式電池回収箱へ入れてください。</li> </ul>
生活ガラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土、石、ブロックなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土や砂はできるだけ庭に散布してください。</li> <li>・ 処理できない場合は、指定の引取場所に有料で持ち込むことができます。</li> <li>・ 石やブロックなども指定の引取場所に持ち込むことができますが、30cmより大きいものや極端に重いものは持ち込むことはできません。</li> </ul>
蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蛍光灯（LEDランプは不可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所、支所に設置している蛍光灯回収ボックスに入れてください。</li> <li>・ 破損や飛散を防ぐため、買い替えた商品の包装等に包んで出してください。</li> </ul>

## ② ごみの収集体制

本市におけるごみの収集体制は、表2-3-②のとおりです。

生活系ごみには、市が収集するものと、住民が処理施設へ直接持込みを行うものがあります。本市においては、主に収集した可燃ごみは焼却場である「環境の森センター・きづがわ」へ、可燃ごみ以外の不燃性のごみについては民間中間処理施設に運搬され、それぞれの処理施設にて適正に処理しています。

また、事業系ごみは、一般廃棄物のうち可燃ごみを対象とし、許可業者により収集するものと、事業者が処理施設へ直接持込みを行うものがあります。

なお、リサイクル可能な資源である古紙・古布類は、市民団体等による集団回収も行われています。

表2-3-② ごみの収集体制

分別区分	生活系ごみ			事業系ごみ	
	市 (委託業者)	直接搬入	集団回収	許可業者	直接搬入
可燃ごみ	●	●		●	●
ビニール・プラスチック容器包装	●	●			
燃やさないごみ	●	●			
粗大ごみ	●	●			
ペットボトル	●	●			
古紙・古布類	●		●		
乾電池など	●				
生活ガラ		●			

## ③ 中間処理(可燃ごみ)

本市の可燃ごみは、木津川市鹿背山川向に所在する「環境の森センター・きづがわ」において焼却処理を行っています。

環境省が公表する自治体排出カルテによると、焼却施設の年間処理量等から、本市は令和4年度時点で年間約9千tのCO<sub>2</sub>を排出していると推計されています。廃棄物の焼却処理は、二酸化炭素等の温室効果ガスの発生要因となることから、廃棄物の減量及び資源化を進めることは、焼却処理量を減らし、温室効果ガス排出量の削減にもつながります。

表2-3-③ 環境の森センター・きづがわ(焼却施設)の概要

施設名称	環境の森センター・きづがわ
所在地	木津川市鹿背山川向1-2
運営主体	木津川市精華町環境施設組合
対象地域	木津川市、精華町
敷地面積	約50,900㎡
建築面積	約3,900㎡
竣工	平成30年8月31日
施設規模	94 t/24 h (47 t/日 × 2 炉)
焼却炉形式	全連続燃焼ストーカ方式
発電設備	復水式タービン発電機1,220kW

本施設は、平成30年8月31日に竣工し、日量94トン(47トン/日 × 2炉)の処理能力を備えた全連続燃焼ストーカ方式の焼却施設で、木津川市及び精華町の可燃ごみを安定的かつ効率的に処理しています。

施設の運転にあたっては、多種多様なごみを安定燃焼させるための攪拌・均質化設備や、ごみ供給量・燃焼空気量を自動制御する燃焼最適化システムを導入しており、また、排ガスについては、集じん器や脱硝反応塔等の最新設備により処理するとともに、法令の規制値を上回る厳しい管理目標を設定し、有害物質を除去したうえで大気に放出しています。

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーについても、回収し、最大出力1,220kWの発電を行う高効率ごみ発電施設を備えており、発電した電力は施設内で利用するとともに、余剰分は売電しているほか、施設内で発生するプラント系排水は、排水クローズドシステムにより再利用し、施設外へ放流しない構造としているほか、生活雑排水については、合併浄化槽で適正に処理し放流しています。

また、焼却処理の過程で発生する焼却灰等については、大阪湾広域臨海環境整備センター(最終処分場。以下「大阪湾フェニックス」という。)に搬出し、適切に処分しています。

## ④ 中間処理(可燃ごみ以外)

可燃ごみ以外の「ビニール・プラスチック容器包装」や「燃やさないごみ」、「ペットボトル」、「粗大ごみ」については、民間の中間処理施設にて中間処理をしています。

これら不燃性のごみには、金属やガラスといった再生利用が可能な素材が多く含まれており、中間処理施設にて適切に選別・回収を行うことが、廃棄物の再資源化に重要な役割を果たしていることから、後述の循環型社会推進基金を活用しながら、確実な資源回収に取り組みます。

なお、ビニール・プラスチック容器包装とは、プラスチック製容器包装に義務付けられた、材質識別のためのマーク「プラマーク」が付された菓子袋、発泡スチロール等のごみで、ガラス製のごみ等とともに(財)日本容器包装リサイクル協会や、再生事業者へ引き渡しています。

また、燃やさないごみや粗大ごみについて、民間事業者にて中間処理を行い、金属や前述のガラス等の資源物を回収した後の残渣については、生活ガラと共に、最終処分場である大阪湾フェニックス又は民間事業者にて最終処分をしています。

ペットボトルについては、同じく民間事業者にて中間処理を行った後、ペットボトルへの再生利用を行う事業者へ引き渡し、資源の水平循環となる「ボトル to ボトル」の取組みを進めています。

集団回収された古紙・古布類については、各回収団体から再生事業者に引き渡され、段ボールや再生紙等にリサイクルしています。

#### ⑤ 木津川市内の最終処分場

本市における最終処分場としては、桜台環境センターが供用中であり、その概要は表2-3-⑤-ア・イのとおりです。

表2-3-⑤-ア 桜台環境センターの概要

施設名称	木津川市桜台環境センター
所在地	木津川市山城町神童子桜峠59番地
敷地面積	15,660㎡
埋立面積	14,231㎡
埋立容量	37,639㎡
供用開始	昭和56年7月
残容量	25,406㎡
埋立対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山城地区内に住居を有する個人から排出される瓦礫</li> <li>・ 山城地区内の各地区長が行う当該地区の溝掃除から生じた土砂</li> <li>・ その他前項に準ずる物で市長が埋立処分することが適当と認めたもの</li> </ul>
対象地域	山城地区

表2-3-⑤-イ 桜台環境センターの埋立残余容量の推移

(単位：m<sup>3</sup>)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
埋立容量	26	12	0	36	15	13
覆土容量	0	0	0	0	0	0
埋立残余容量	25,469	25,457	25,457	25,421	25,406	25,393

また、環境の森センター・きづがわから排出される焼却残渣及び木津川市の不燃物中間処理残渣の一部、そして生活ガラについては大阪湾フェニックスへ、また中間処理残渣の一部は、再生事業者処理を委託しています。

## ⑥ ごみ処理事業費の推移

本市のごみ処理事業に係る費用は、表2-3-⑥のとおりです。令和4年度以降本市の人口は緩やかに減少していますが、ごみ収集時は市内全域を回るため人口が減少しても収集距離が大きく減少することがないことや、近年の物価高騰・人件費増により、ごみ処理に係る委託料は増加傾向にあります。

なお、木津川市精華町環境施設組合は、長期計画に基づき設備修繕等を行っていることから、年度によって負担金額が変動しています。

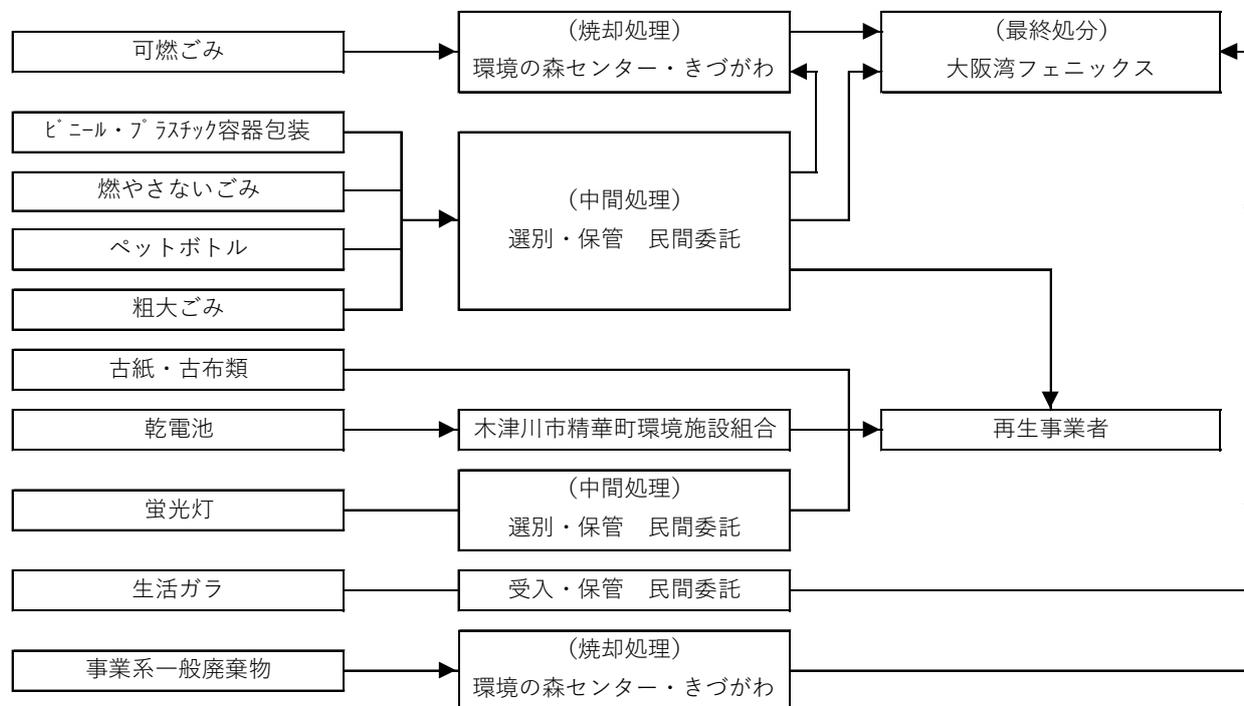
表2-3-⑥ ごみ処理事業費経費

項目		年 度					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
負担金		千円	172,529	206,150	332,685	273,497	396,875
木津川市精華町環境施設組合 (可燃ごみ処理費用含む)		千円	172,529	206,150	332,685	273,497	396,875
委託料		千円	655,169	657,498	656,866	715,183	730,197
可燃系	可燃収集・運搬	千円	283,997	290,722	297,133	316,717	326,868
	不燃収集・運搬	千円	207,475	211,937	216,921	236,625	244,166
不燃系	中間処理・最終処分	千円	162,895	154,557	142,473	161,383	158,640
	最終処分(フェニックス)	千円	802	281	340	458	523
合 計		千円	827,698	863,648	989,551	988,679	1,127,071
年度末人口		人	79,263	79,633	80,026	79,528	79,528
一人あたりの処理事業経費		円	10,442	10,845	12,365	12,432	14,172

⑦ ごみの処理フロー

本市から排出されたごみの処理及び処分の流れは、下図のとおりです。

図2-3-⑦ ごみの処理フロー



⑧ ごみ処理の手数料

家庭から排出され、市で収集している可燃ごみは、家庭系ごみの更なるごみ減量対策として、有料の指定ごみ袋にて排出することとしています。

指定袋は45L、30L、15L、7Lの4サイズあり、手数料は一律1Lあたり1円<sup>\*</sup>の処理手数料を徴収しています。 <sup>\*</sup>例:45Lの指定袋であれば1枚45円(販売は10枚単位)

徴収した処理手数料は、指定ごみ袋作成費等の必要経費に充てたのち、残額を木津川市循環型社会推進基金に積み立て、様々なごみ減量等施策に活用しています。

なお、市内の事業所から排出される事業系ごみや、市民が直接環境の森センター・きづがわへ持ち込まれる生活系ごみは、10kgあたり286円の処理手数料を徴収しています。

## 2-4 ごみ減量・リサイクルへの関心や取り組み状況

ごみの減量やリサイクルについて、市民の関心や実際に取り組んでいること等を調査するため、令和7年8月にアンケート調査を実施し、269件の回答がありました。

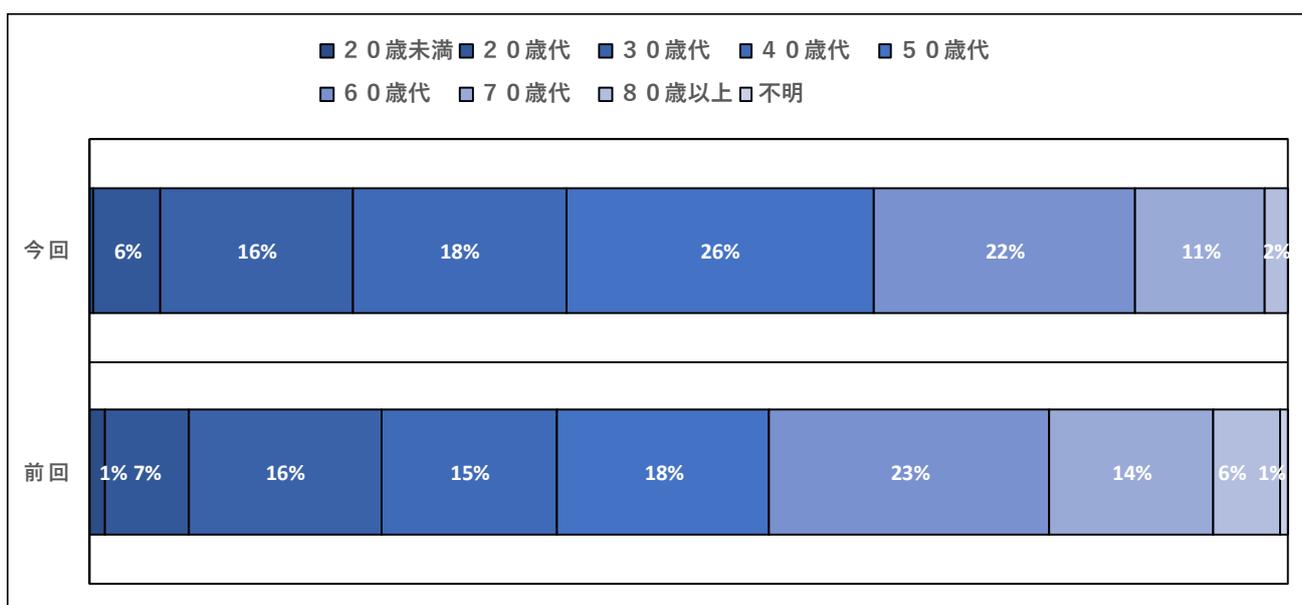
前回(平成23年9月)に実施したアンケート結果と比較すると、ごみの減量・リサイクルへの関心が一定高まっていること、またごみのリサイクルから発生抑制へと市民意識が徐々に移行していることが見られます。

なお、前回のアンケートは無作為抽出による郵送(約3,000通)により実施し、今回のアンケートは、市内全戸に配布される広報紙に折り込まれる、ごみ減量に関するチラシ「MOTTAINAI 便り」を用いたオンライン調査及び市役所窓口での調査票配布により実施しました。

今回及び前回の回答者の年齢層や地域は、以下のとおりです。

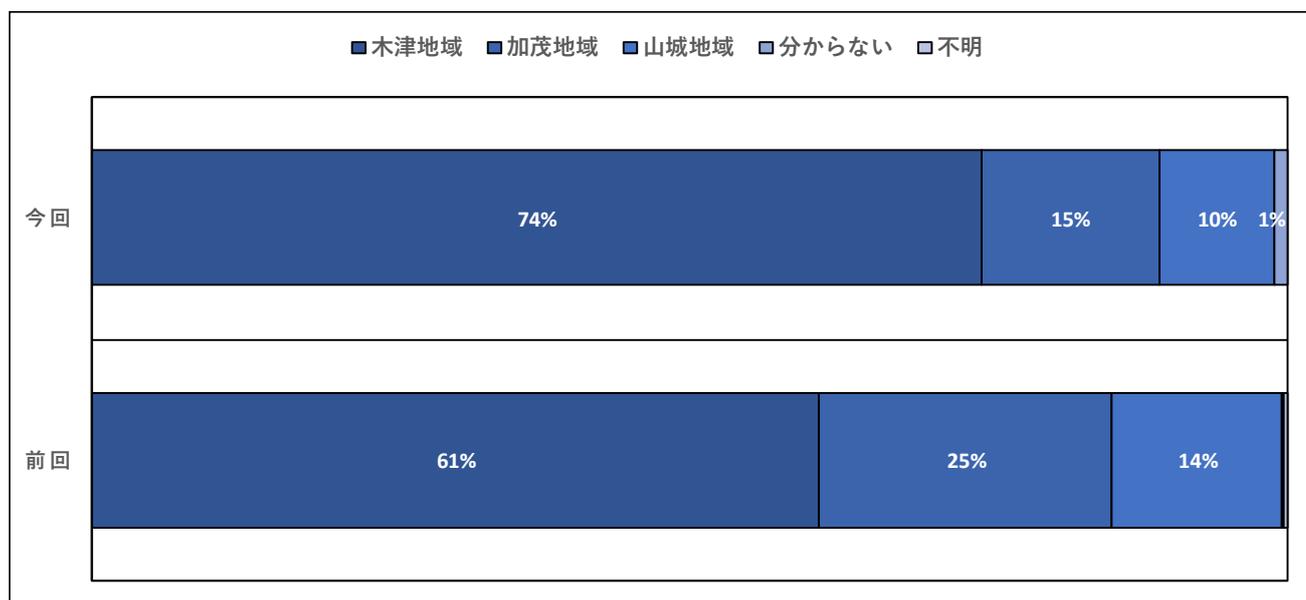
図表2-4-ア 回答者の年齢層

選択肢	回答数			
	今回	割合	前回	割合
20歳未満	1	0%	17	1%
20歳代	15	6%	88	7%
30歳代	43	16%	206	16%
40歳代	48	18%	188	15%
50歳代	69	26%	226	18%
60歳代	59	22%	299	23%
70歳代	29	11%	174	14%
80歳以上	5	2%	72	6%
不明	-	0%	7	1%
合計	269	100%	1,277	100%



図表2-4-イ 回答者の居住地域

選択肢	回答数			
	今回	割合	前回	割合
木津地域	200	74%	777	61%
加茂地域	40	15%	313	25%
山城地域	26	10%	181	14%
分からない	3	1%	3	0%
不明	-	0%	3	0%
合 計	269	100%	1,277	100%

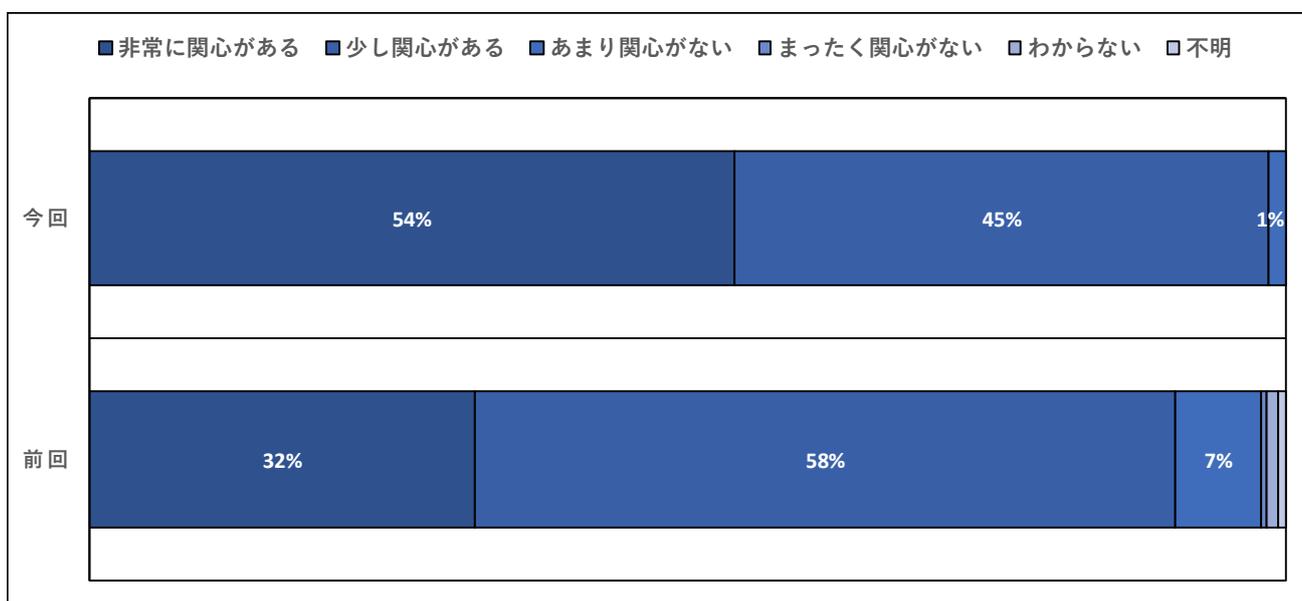


・設問① ごみ問題への関心について

ごみ問題への関心を問う設問に対し、前回実施したアンケートにおいては、「非常に関心がある」または「少し関心がある」と回答されたのが約90%でしたが、今回のアンケートでは、99%と回答者のほぼ全員が関心を有しているため、ごみに関する関心が高まっていることがうかがえますが、アンケートに回答されていない無関心層にもごみ問題への関心を持っていただけるよう、引き続き取り組む必要があります。

図表2-4-① ごみ問題への関心について

選択肢	回答数			
	今回	割合	前回	割合
非常に関心がある	145	54%	412	32%
少し関心がある	120	45%	746	58%
あまり関心がない	4	1%	92	7%
まったく関心がない	0	0%	5	0%
わからない	0	0%	13	1%
不明	-	0%	9	1%
合計	269	100%	1,277	100%



## ・設問② ごみを減らす工夫について

ごみとなるものの発生量を減らすために、どのような工夫をされているかと問う設問に対し、「① 不必要なものは買わないよう心がけている」を選択された方が全体の55%から68%(+13pt)に、「⑤ 食品を多く買いすぎたり、料理を作りすぎたりしないよう、食事に工夫している」が26%から45%(+19pt)に増加しました。

余計なものを買わない、賢い買い物を心がけることは、ごみの発生抑制に重要なことであり、出費を抑制できる経済的利点からも、不要な買い物や料理の作りすぎに注意される方が増えていると考えられます。

また、「⑥ 買い物の際、マイバッグ(買物袋)等持参し、レジ袋をもらわないようにしている」も63%から87%(+24pt)と大きく増加しており、これは、令和2年7月1日に全国的にレジ袋が有料化されたことから、マイバッグを購入・持参された方が増えたことによるものと考えられます。

図表2-4-② ごみを減らす工夫について

選択肢	回答数(複数回答を含む)			
	今回	回答率	前回	回答率
① 不必要なものは買わないよう心がけている	184	68%	696	55%
② 使い捨ての容器や商品をなるべく買わないようにしている	67	25%	222	17%
③ 詰替え製品を買うようにしている	211	78%	946	74%
④ 壊れにくく、長く使えそうなものを選ぶようにしている	85	32%	269	21%
⑤ 食品を多く買いすぎたり、料理を作りすぎたりしないよう、食事に工夫している	121	45%	330	26%
⑥ 買い物の際、マイバッグ(買物袋)等持参し、レジ袋をもらわないようにしている	234	87%	808	63%
⑦ 買い物の際、過剰な包装は断るようになっている	130	48%	507	40%
⑧ 特に工夫はしてない	3	1%	32	3%
⑨ その他	4	1%	20	2%
回 答 者 数	269	100%	1,277	100%

## ・設問③ まだ利用できる不用品の処分について

もう要らなくなった不用品のうち、まだ利用できるものをどのようにされているか問う設問に対し、前回実施したアンケートでは、「① 知人などに譲る」(44%)、「⑦ ごみとして出している」(35%)を選択される方が多かったです。今回実施したアンケートでは「② リサイクルショップ、中古販売店などを利用する」が55%(前回から+23pt)と半数以上の方が選択されたほか、「④ インターネットオークションに出す」が22%(前回から+19pt)と前回から大幅に増加しており、再利用を促進する行動が多く見られました。

これは、平成23年と比べ、インターネット等を通じた個人売買が増加し一般化されたためと考えます。

また、「⑦ ごみとして出している」との回答が前回の35%から19%(△16pt)と大きく減少したことから、不用品をごみとして出さず、再利用・再利用を意識されている方が増えていると考えられます。

表2-4-③ まだ利用できる不用品の処分について

選択肢	回答数（複数回答を含む）			
	今回	回答率	前回	回答率
① 知人などに譲る	102	38%	564	44%
② リサイクルショップ、中古販売店などを利用する	147	55%	413	32%
③ 購入店に下取りに出す	36	13%	258	20%
④ フリーマーケットに出す	20	7%	54	4%
⑤ インターネットオークションに出す	58	22%	40	3%
⑥ 衣類はリユース品として 木津川市リサイクル研修ステーションへ持込みしている	-	0%	65	5%
⑦ ごみとして出している	52	19%	446	35%
⑧ その他	14	5%	78	6%
回 答 者 数	269	100%	1,277	100%

## ・設問④ 生ごみのリサイクルについて

生ごみの処理方法について問う設問に対し、前回実施したアンケートでは85%と多くの方が「① ごみとしてそのまま出している」を選択されましたが、今回実施したアンケートにおいては、8pt減少し、77%となりました。

一方で、「② 市で配布していたコンポスト(竹チップ又は段ボール式)を利用している」と回答された方が前回の3%から6pt増加し9%となっており、現在も実施している段ボールを使ったコンポストや、市内の竹をチップ化した竹チップコンポストの無償配布の効果が出ているものと考えられ、引き続き普及に取り組む必要があります。また回答23件の地域別の内訳を見ると、木津地域14件、加茂地域6件と木津及び加茂地域に回答が集中していましたが、山城地域の方は「⑥ 畑で堆肥化している」を選択されている方が27%と、木津及び加茂地域の15～16%と比べ割合が高いことから、コンポストではなく畑で堆肥化している方が多いと思われます。

表2-4-④ 生ごみのリサイクルについて

選択肢	回答数（複数回答を含む）			
	今回	回答率	前回	回答率
① ごみとしてそのまま出している	208	77%	1,085	85%
② 市で配布していたコンポスト (竹チップ又は段ボール式)を利用している	23	9%	35	3%
③ 市の補助金を受けた生ごみ堆肥化容器を利用している	4	1%	25	2%
④ 個人で購入した電気式生ごみ処理機を利用している	6	2%	15	1%
⑤ 個人で購入した生ごみ堆肥化容器を利用している	10	4%	50	4%
⑥ 畑で堆肥化している	45	17%	231	18%
⑦ その他	4	1%	33	3%
⑧ 未回答	1	0%	-	0%
回 答 者 数	269	100%	1,277	100%

・設問⑤ ごみ減量・リサイクルを進める上で重要だと思うことについて

ごみの減量及びリサイクルを進めるために、どのようなことが重要だと思うか問う設問に対し、「⑨ 企業が、ごみを出さない商品やリサイクルしやすい商品の製造・販売」を選択された方が、前回11%から34%に、「⑩ 過剰包装の制限」が前回3%から31%に、そして「⑪ マイバッグ持参などによるレジ袋の制限」が前回1%から28%と大きく増加していることから、商品包装やレジ袋のように、使用後にごみとなるものの発生抑制に対する意識が高まっていると考えられます。

また、「④ 生ごみ処理容器購入に対する助成の拡大」が前回11%から22%に、「⑤ 生ごみの水分をできるだけ絞ってからごみを出す」が前回16%から33%にそれぞれ倍増しており、生ごみの減量がごみの減量等に重要だと考えられている方が増えていると思われれます。

表2-4-⑤ ごみ減量・リサイクルを進める上で重要だと思うことについて

選択肢	回答数（複数回答を含む）			
	今回	回答率	前回	回答率
① ごみ・資源の分別の徹底をさらに呼びかける	81	30%	352	28%
② 資源ごみの分別回収品目を増やす	32	12%	108	8%
③ 資源ごみの収集回数を増やす	44	16%	150	12%
④ 生ごみ処理容器購入に対する助成の拡大	60	22%	145	11%
⑤ 生ごみの水分をできるだけ絞ってからごみを出す	89	33%	200	16%
⑥ 自治会やPTAなどが行う集団回収の拡充	19	7%	37	3%
⑦ フリーマーケットなどのごみ減量・リサイクルのイベントの開催	30	11%	28	2%
⑧ ごみ減量・リサイクルに取り組むリーダーやボランティアの養成・支援	15	6%	9	1%
⑨ 企業が、ごみを出さない商品やリサイクルしやすい商品の製造・販売	91	34%	139	11%
⑩ 過剰包装の制限	83	31%	43	3%
⑪ マイバッグ持参などによるレジ袋の制限	74	28%	17	1%
⑫ ごみの有料化によるごみの排出量に応じた負担の公平化と排出抑制	15	6%	4	0%
⑬ 生ごみや食用油などバイオマス資源の有効活用	35	13%	10	1%
⑭ ごみ・リサイクルに関する情報の充実	36	13%	10	1%
⑮ 環境学習の場の提供や意識啓発の充実	26	10%	0	0%
⑯ その他	9	3%	4	0%
回 答 者 数	269	100%	1,277	100%

## ・設問⑥ 事業所で行っているごみの減量・リサイクルの取組みについて

アンケート回答者のうち、市内の事業所に勤めている方に対し、事業所ではどのようなごみの減量・リサイクルの取組みを行っているか問う設問に対し、「② ごみ減量の計画書・マニュアルを作成している」が前回3%から11%に、「③ ごみの管理責任者(廃棄物管理責任者)を決めている」が同じく前回3%から16%にそれぞれ増加しており、計画的にごみの減量に取り組む事業者が増えていると思われま。

また「⑦ 古紙類の回収ボックスを設置している」が前回15%から30%に倍増、「⑨ ビン・缶の回収ボックスを設置している」が前回28%から39%に増加しており、資源回収に取り組む業者が増加していると考えられます。

表2-4-⑥ 事業所で行っているごみの減量・リサイクルの取組みについて

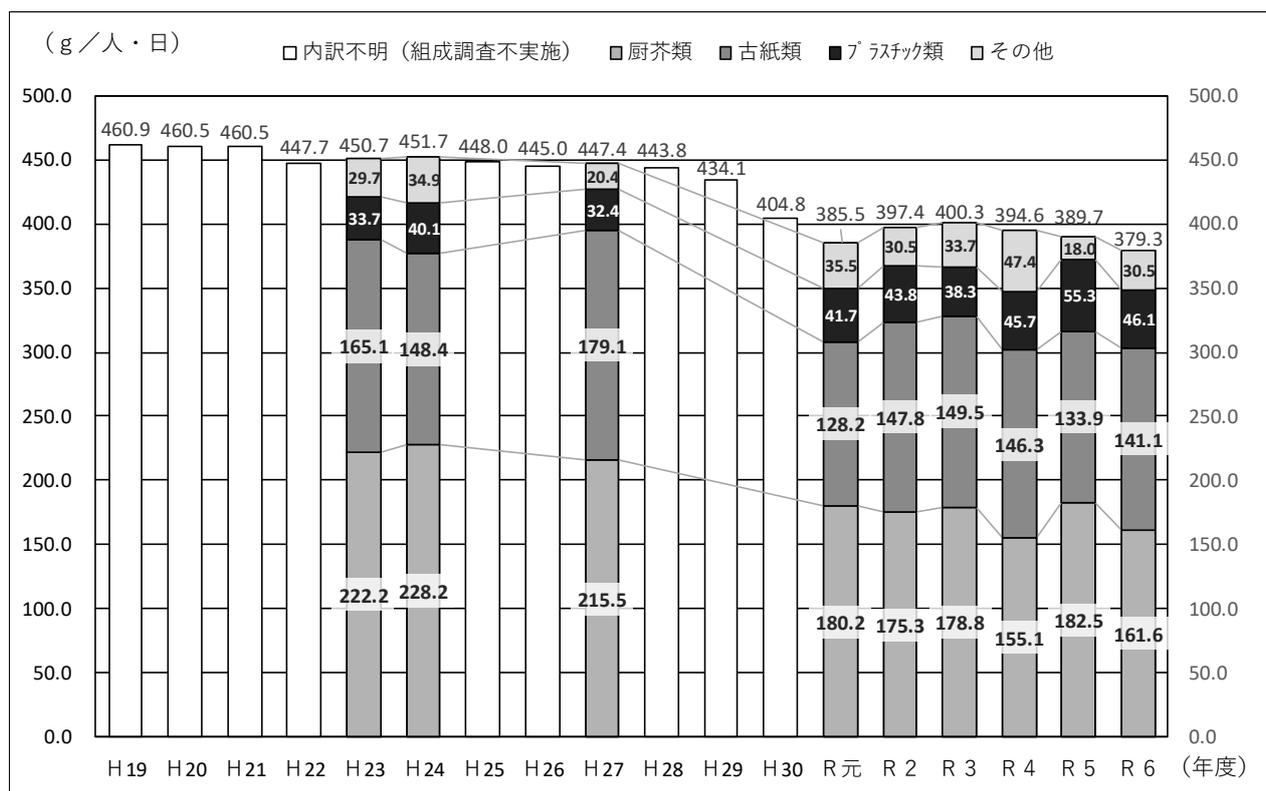
選択肢	回答数（複数回答を含む）			
	今回	回答率	前回	回答率
① ごみを分別している	36	82%	54	89%
② ごみ減量の計画書・マニュアルを作成している	5	11%	2	3%
③ ごみの管理責任者（廃棄物管理責任者）を決めている	7	16%	2	3%
④ ごみ減量に取り組むため、事業所に委員会等を設置している	1	2%	1	2%
⑤ ごみ減量に取り組むため、排出したごみや資源化物を計量している	2	5%	1	2%
⑥ ごみ減量化やリサイクルのポスターや注意書きを事業所に掲示している	5	11%	5	8%
⑦ 古紙類の回収ボックスを設置している	13	30%	9	15%
⑧ 紙類（オフィスペーパー）を古紙回収業者へ排出している	12	27%	16	26%
⑨ ビン・缶の回収ボックスを設置している	17	39%	17	28%
⑩ 食品残渣を食品リサイクル法に基づきリサイクルしている	2	5%	0	0%
⑪ 事業所に生ごみ処理機を設置し堆肥化している	0	0%	2	3%
⑫ 取組みをしていない	3	7%	2	3%
⑬ その他	0	0%	5	8%
回 答 者 数	44	100%	61	100%

## 2-5 可燃ごみ組成の推移

家庭から排出されるごみのうち、最も割合が多いのが可燃ごみです。本市では、平成23、24年、平成26年、また令和元年からは毎年可燃ごみの組成調査を実施しており、可燃ごみの組成（内訳）がどのように変化しているか調査しています。

本市の一人1日当たりの可燃ごみ排出量及び組成調査により判明した可燃ごみの組成の推移は、表2-5のとおりです。

表2-5 可燃ごみ組成の推移



※平成19～22年度、平成25、26年度、平成28～30年度は組成調査不実施のため内訳不明

※厨芥類・古紙類・プラスチック類・その他の重量は、各年度の可燃ごみ総排出量に、組成調査における各分類の重量比率を乗じた推測値です。

一人1日当たりの可燃ごみの排出量は、概ね減少傾向にあります。特に平成30年10月から有料指定ごみ袋を導入したことにより、平成30年度は前年度から29.3グラム、令和元年度には前年度からさらに19.3グラムと大きく減少しました。

令和2年度には新型コロナウイルスの流行により在宅需要が増加し、家庭からの可燃ごみの排出量が増加したものの、令和3年度をピークに緩やかな減少傾向へと戻り、令和6年度末の一人1日当たりの可燃ごみ排出量は379.3グラムとなりました。その結果、前もったいないプランにおける基準年である平成21年度の排出量460.5グラムと比べ81.2グラム減少しています。

可燃ごみの内訳を見ると、重量比で特に多くを占めるのが厨芥類、次いで古紙類であり、食品ロスの削減やコンポストの普及等による生ごみの排出抑制を図るとともに、雑がみ等の再生可能な古紙の回収率を上げることで、減量及び再資源化を推進することが課題です。

※可燃ごみの組成調査とは

組成調査とは、家庭から排出されたごみの組成や分別状況を調査するものです。

可燃ごみには、燃やすしかないごみだけでなく、まだ食べられるのに捨てられてしまった食品や、適切に分別すればリサイクルができるはずの生ごみや古紙といった資源化可能物が多く含まれています。

可燃ごみの組成調査を実施することで、こういった本来資源として再生すべきごみがどれくらい含まれているか、また毎年調査することでそれらの割合がどう推移しているかを把握することで、可燃ごみのさらなる減量と再資源化を推進する基礎資料としています。

<令和6年度可燃ごみ組成調査の様子>



## 第3章 ごみ減量目標

### 3-1 ごみ処理の基本方針及びごみ減量の取組みの意義(基本理念)

ごみの減量を図るとともに、限りある資源を有効活用し、環境負荷を最小限に抑えることで、持続可能な地域社会を実現することを目指しています。

ごみの発生抑制は、ごみ処理に係るコストやエネルギー消費の抑制、また温室効果ガスの排出削減にもつながるものであり、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが不可欠です。

ごみの減量のために、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を基本としつつ、資源の回収・循環を促進するとともに、環境学習や廃棄物に関する啓発活動を強化し、市民全体の意識向上を図ります。

### 3-2 家庭ごみ(分別ごと)の減量目標

ごみ処理基本計画において定めた家庭ごみの減量目標値は、令和22年度時点で、令和5年度と比べ約11%の減量を目指します。今後人口の減少に伴い、ごみの総排出量も減少していくと見込まれますが、これに加え、市民・事業者・行政の協働の努力や工夫により更なる排出抑制を目指します。

計画目標値(原単位)

令和5年度(基準年): 500.9グラム/人日 令和22年度: 444.5グラム/人日

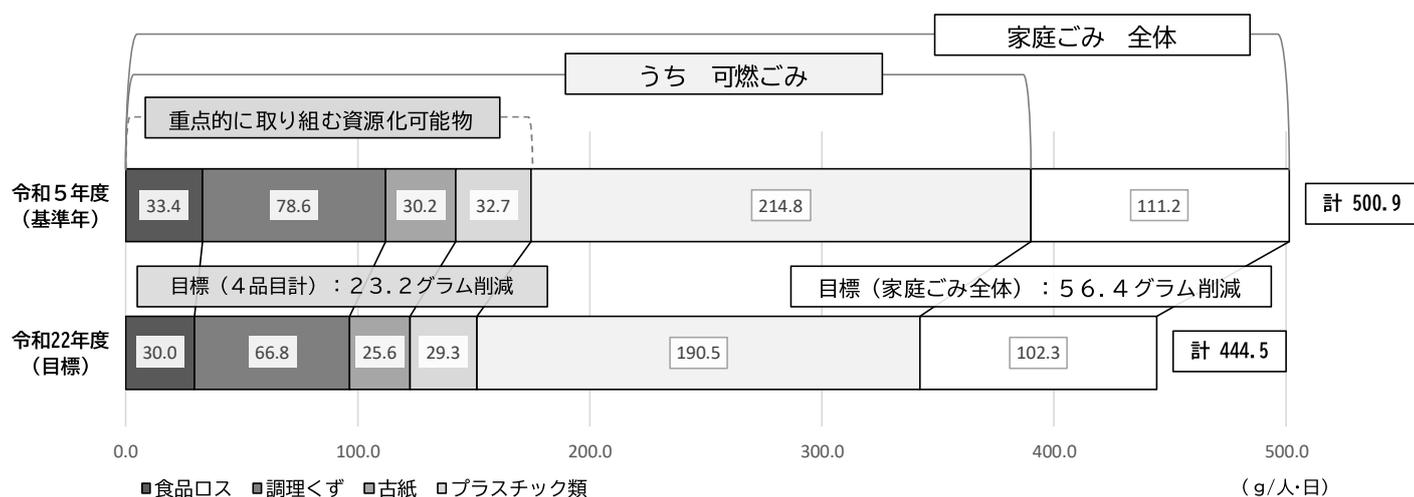
この減量目標値を確実に達成するためには、特に家庭ごみの中で割合が高い可燃ごみの減量が重要です。可燃ごみに含まれるごみのうち、本来適切に分別すれば資源となる以下の資源化可能物4品目について、重点的に減量に取り組むものとし、次のとおり減量目標を設定します。

なお、それぞれ約10%の削減を基本としますが、調理くずについては、手やネットで水気を絞っていただくことにより少ない労力で大きな減量が期待できること、古紙については店頭回収や集団回収など他の回収方法が充実していることを鑑み、それぞれ約15%の削減を目指します。

重点的に取り組む 可燃ごみに含まれる 資源化可能物	令和5年度 (基準年)	令和22年度 (目標)
①食品ロス	33.4グラム/人日	30.0グラム/人日
まだ食べられるのに捨てられてしまう食品(食品ロス)について、発生抑制及びフードドライブ活動の推進などにより約10%の削減を目指します。		
②調理くず	78.6グラム/人日	66.8グラム/人日
調理過程で生じる食品由来の廃棄物について、生ごみに含まれる水分の除去や堆肥化などにより約15%の削減を目指します。		

重点的に取り組む可燃ごみに含まれる資源化可能物	令和5年度 (基準年)	令和22年度 (目標)
③古紙	30.2グラム/人日	25.6グラム/人日
<p>まだリサイクルできるのに、可燃ごみとして捨てられてしまっている古紙について、「雑がみ」の認知度向上や古紙集団回収活動の促進などにより約15%の削減を目指します。</p>		
④プラスチック類	32.7グラム/人日	29.3グラム/人日
<p>汚れを落とし分別することで本来リサイクルできるのに、可燃ごみとして捨てられてしまっているビニール・プラスチック容器包装やペットボトルについて、意識啓発及び分別の徹底などにより約10%の削減を目指します。</p>		

図3-2 可燃ごみの減量目標



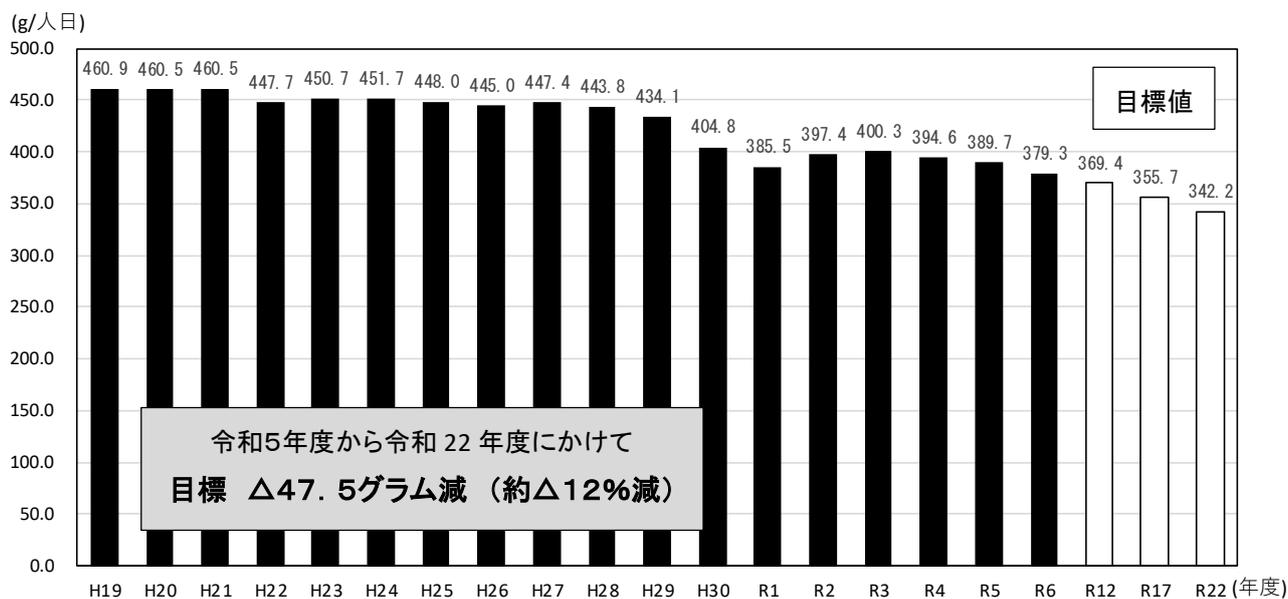
① 可燃ごみ

可燃ごみの内訳を重量比で見ると、厨芥類、紙類、プラスチック類が大きな割合を占めています。これらのごみには本来資源となり得るものも多く含まれており、いかにこれらの排出を抑制すること、また資源として適切に分別し、回収することが重要です。

なお、基準年の翌年度の令和6年度組成調査結果(p20、表2-5)においても、一人1日当たりの重量は、厨芥類が161.6グラム、紙類が141.1グラムとなり、この可燃ごみ合計379.3グラムの約8割を厨芥類と紙類のごみが占めています。

特に厨芥類には、本来食べられるはずなのに捨てられてしまっている食品(食品ロス)、調理くずに含まれる水分量も多く残ってしまっており、ごみの減量を進めるには、これらの削減に重点的に取り組む必要があります。可燃ごみは、家庭ごみのうち最も大きな割合を占めることを鑑み、令和22年度時点で、令和5年度実績と比べ約12%の削減を目指します。

表3-2-① (可燃ごみ)排出量の推移及び目標値



<可燃ごみとして捨てられていた食品(令和6年度可燃ごみ組成調査より)>



※食品ロス削減することの重要性

令和6年度組成調査結果に基づき一人1日当たりの重量を算出すると、可燃ごみには全く手つかずの食品が27.2グラム、食べ残しの食品が29.0グラム含まれており、可燃ごみ全体の約15%を占めています。

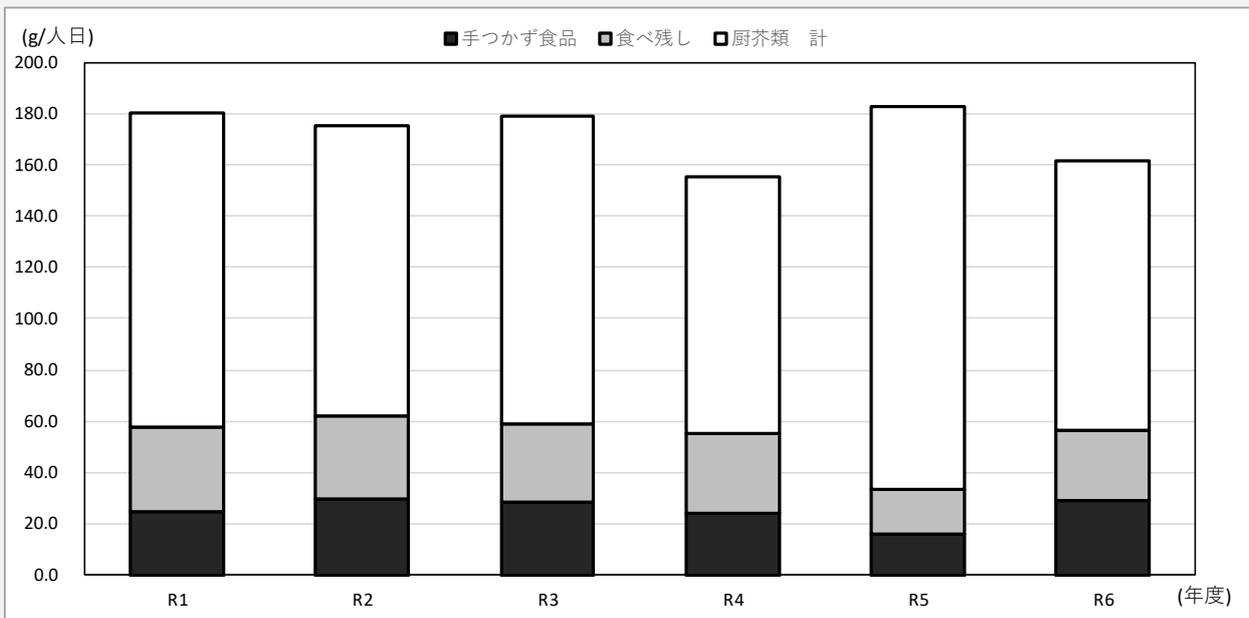
消費期限切れや、味が好みでない、食べきれない等の理由で食品が捨てられてしまうことは、多くの家庭で起こり得ることであり、食品ロスの問題を他人事ではなく、自分自身のこととしてとらえ、皆さんに行動に移してもらう必要があります。

なお、令和6年8月に環境省が策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、家庭及び店舗等の事業者から出される食品ロスを、令和12年度までに、平成12年度比で半減させることが目標として掲げられています。

また京都府の食品ロス削減推進計画においても、家庭系・事業系合わせて令和元年度には一人1日当たり122グラムであった食品ロス発生量を、令和12年度までに一人1日当たり106グラム(約13%減)までに削減するとの数値目標を設定されています。

本市の可燃ごみ総量は減少傾向にあるものの、手つかず食品や食べ残しの排出量は同水準で推移していることから、より一層食品ロスの削減に向け取り組む必要があります。

【厨芥類全体のうち、手つかず食品及び食べ残しの割合】

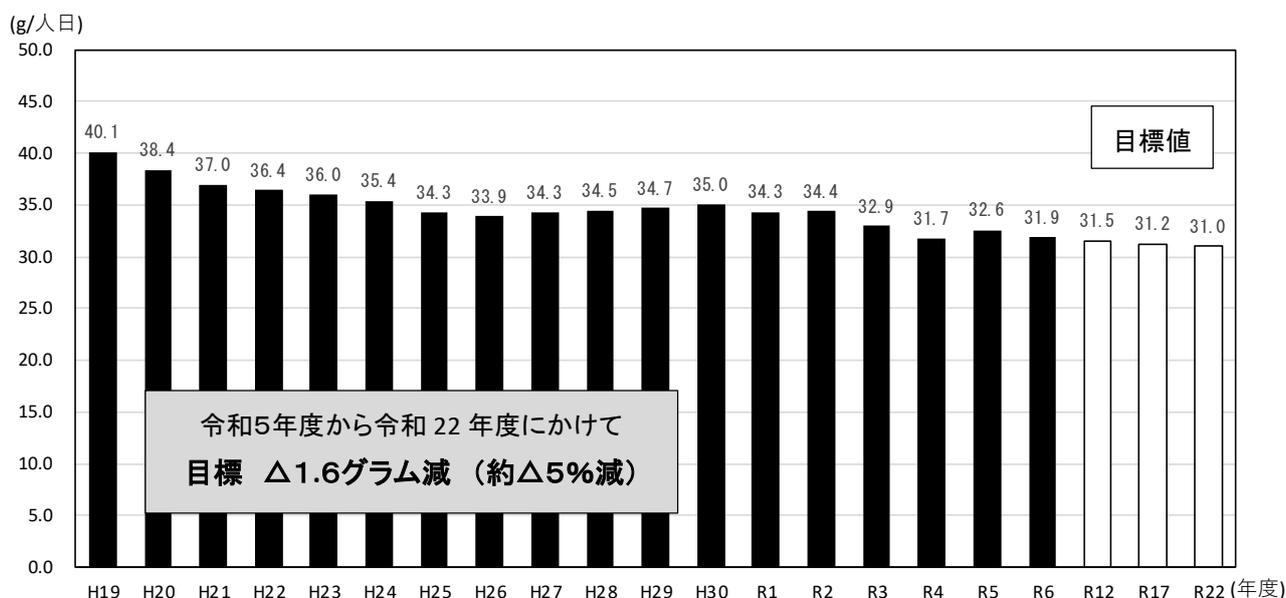


② ビニール・プラスチック容器包装

ビニール・プラスチック容器包装は、その利便性から多くの商品に使われ、日常的に発生するものであり、その大半が使い捨て用途となってしまっています。現在は必要な量だけ購入できるバルク販売や、容器の再利用を前提とした詰替え用商品も販売されており、これらを選んで購入することでビニール・プラスチック容器包装の排出量を抑えることができますが、利便性や消費者感情から衛生面を優先し、過剰包装された商品やワンタイム使用を前提とした商品を購入してしまうこと、またこれらが適正に排出されないことが、人体への悪影響が懸念されるマイクロプラスチックや海洋プラスチックの発生要因となっていること等が課題となっています。

ビニール・プラスチック容器包装は、排出量削減に向け取り組む一方で、今まで可燃ごみとして捨てられてしまっていたビニール・プラスチック容器包装の適切な分別による回収量の増加を鑑み、令和22年度時点で、令和5年度実績と比べ約5%の削減を目指します。

表3-2-② (ビニール・プラスチック容器包装) 排出量の推移及び目標値



③ 燃やさないごみ

金属やガラスといった資源化可能な素材を多く含む燃やさないごみは、特に適正な排出と資源化の推進が求められます。

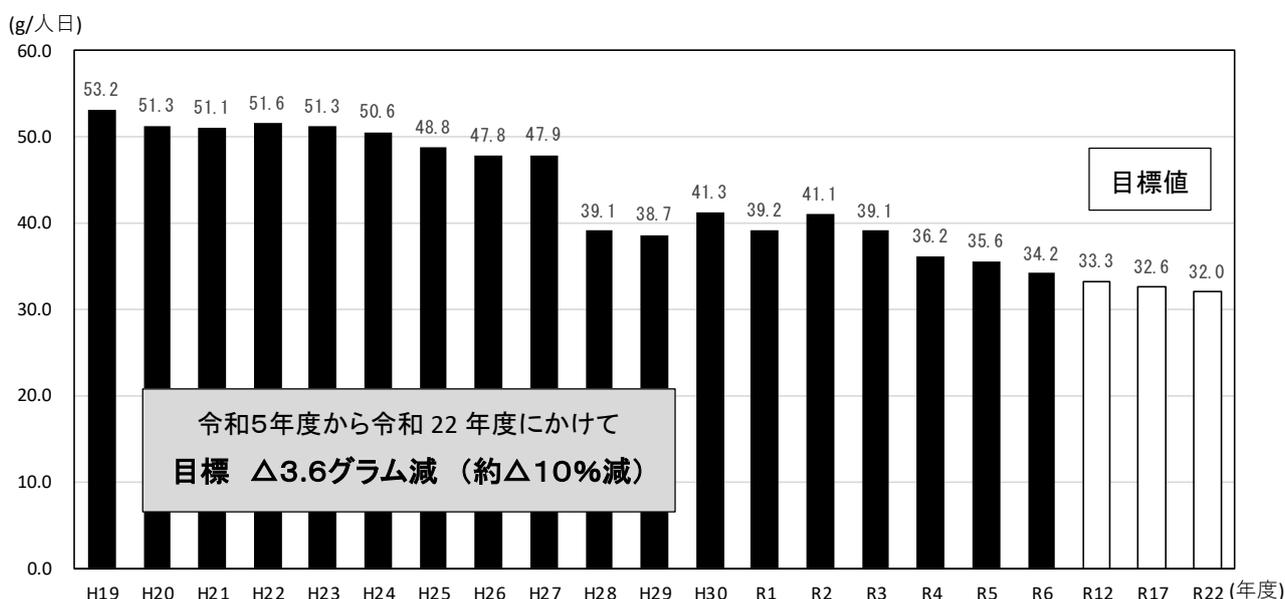
中でも、使用済小型家電については、都市鉱山としての資源的価値が高く、貴金属やレアメタル等の有効回収のため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成24年8月公布)に基づく回収の促進と市民による分別排出の促進が求められています。

燃やさないごみの排出を抑制するには、例えば製品の購入時に、修理や部品交換が可能な製品、長く使えるシンプルなデザインの製品を選ぶライフスタイルを取り入れることや、繰り返し使用できるリターナブル瓶等、ごみを増やさない選択を意識する等、ごみをなるべく出さない消費行動が求められます。

また、やむを得ず排出されてしまう不燃ごみについても、市民が利用しやすい回収拠点を設置すること等により、取り漏らすことなく分別回収することで、確実な再資源化を推進し、最終処分量の削減を図る必要があります。

燃やさないごみは、排出量削減に向け取り組む一方で、今まで違法に持ち去られ、適正に処理されていなかった金属製品等の回収量増を見込み、令和22年度時点で、令和5年度実績と比べ約10%の削減を目指します。

表3-2-③ (燃やさないごみ)排出量の推移及び目標値



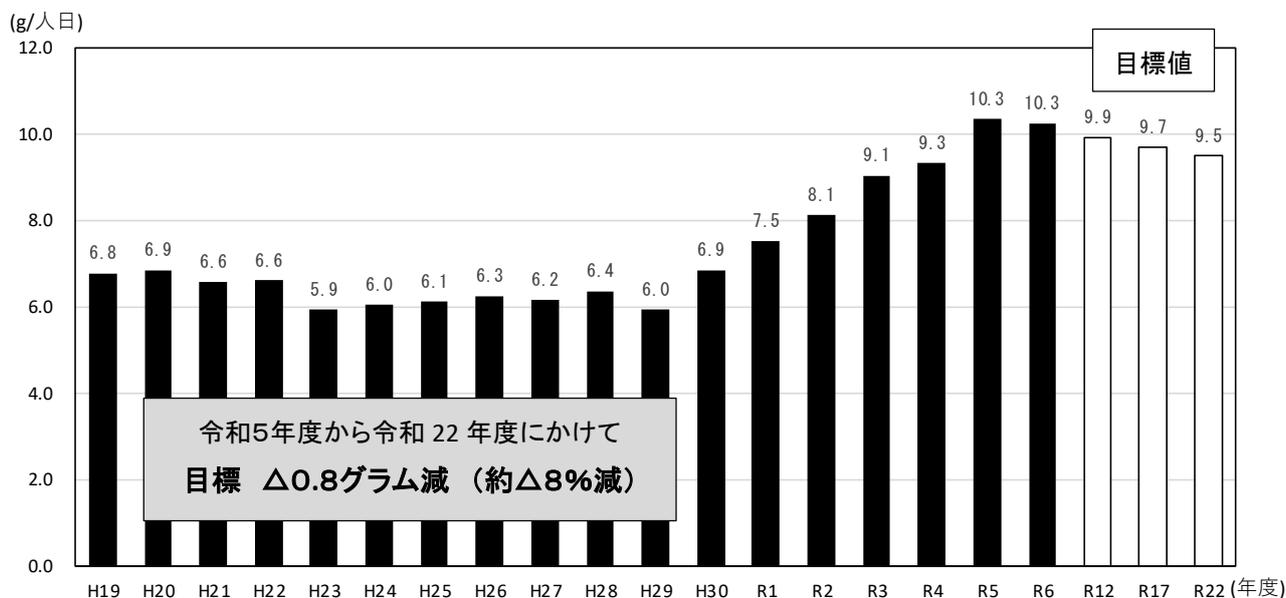
④ ペットボトル

ペットボトルはボトル自体のラベルレスや軽量化といった、ペットボトル飲料の生産者等による減量化の取組みも進められていますが、その軽量で中身を漏らさずに持ち運びやすく、利便性・入手性が良いことから、使い捨てや大量消費による環境負荷が課題です。

本市においても、回収されたペットボトルを新たなボトルへと再生する「ボトル to ボトル」の水循環に取り組んでいるところですが、更なるペットボトルの排出量を抑制するためには、マイボトルの持参や給水スポットの利用を呼びかけ等、引き続き取り組む必要があります。

ペットボトルは、排出量削減に向け取り組む一方で、今まで適切に分別されず可燃ごみとして捨てられてしまっていたペットボトルの回収量の増加を鑑み、令和22年度時点で、令和5年度実績と比べ約8%の削減を目指します。

表3-2-④ (ペットボトル) 排出量の推移及び目標値



⑤ 粗大ごみ

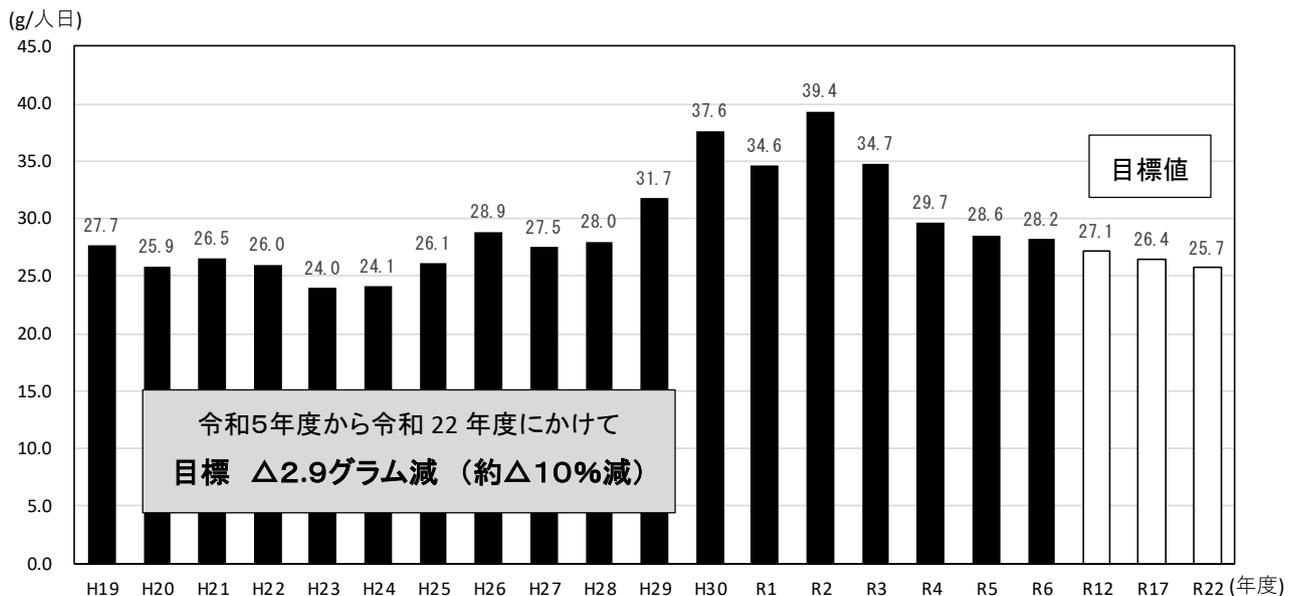
燃やさないごみと同様に、粗大ごみにも金属やガラスといった資源化可能な素材が多く含まれており、適正な排出と資源化の推進が必要であるのと同時に、修理や部品交換が可能な製品、長く使えるシンプルなデザインの製品を選ぶといった、そもそもごみを出さない工夫が必要です。

また、やむを得ず排出された粗大ごみについても、一般廃棄物収集運搬許可を有さない無許可の回収業者による収集行為(抜き取り行為)が市内においても頻繁にみられ、違法業者による不適切な処理や、有価物を抜き取った後のごみの不法投棄等の要因となっています。

本市においても、違法な回収行為により本来資源として適正に処理されるべきごみが、不適切に処理されることを防止するため、警察や地域との連携により、啓発及び監視体制を強化することが必要です。

粗大ごみは、排出量削減に向け取り組む一方で、今まで違法に持ち去られ、適正に処理されていなかった金属製品等の回収量増を見込み、令和22年度時点で、令和5年度実績と比べ約10%の削減を目指します。

表3-2-⑤ (粗大ごみ)排出量の推移及び目標値



※資源物の回収及びリサイクルの取組み

・古紙・古布類(行政回収、集団回収)

古紙類の排出量は、全国的に減少傾向にあり、また、雑がみ等の資源化可能物が、分別されずに可燃ごみへ混入され、焼却処理されてしまっていることが課題です。

本市においても、新聞購読者の減少等により、古紙類の回収重量は年々減少傾向にあります。可燃ごみに混入されやすい「雑がみ」の認知度向上や、古紙回収の重要性について周知啓発を努めるとともに、引き続き地域における自主的な資源回収活動を支援し、資源循環の促進と集団回収ごみの減量に取り組めます。

表3-2-ア 古紙類等回収事業 総回収量及び交付団体数の推移

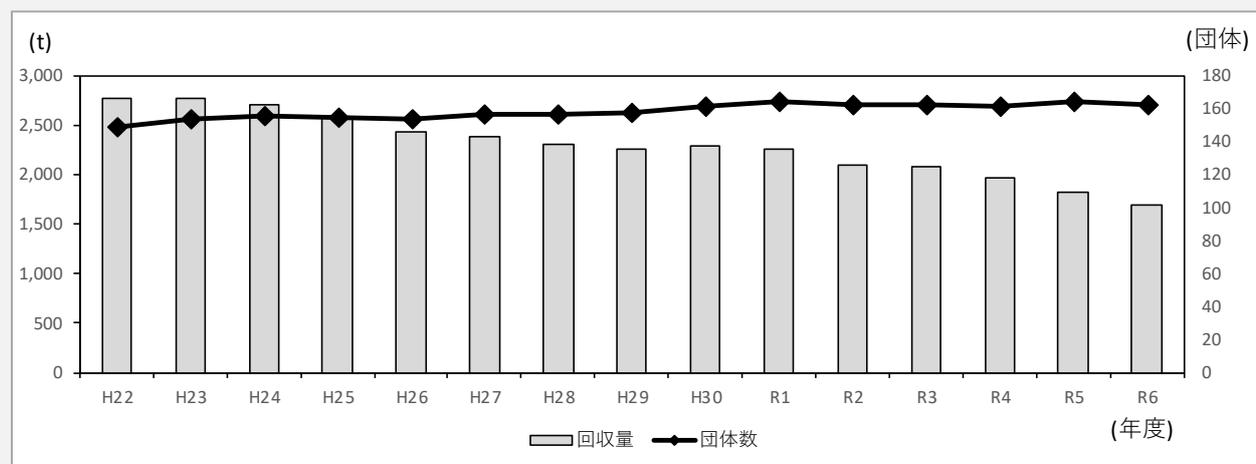
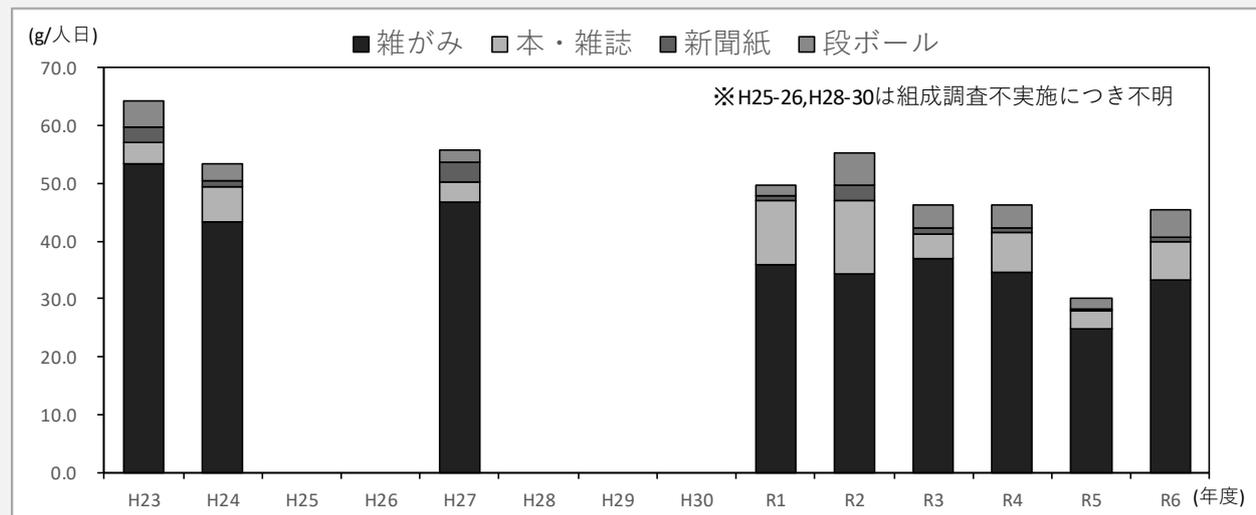


表3-2-イ 可燃ごみとして捨てられている一人1日当たり古紙排出量(推定)



・電池類、蛍光灯、水銀使用製品

電池類、蛍光灯、水銀使用製品等の有害なごみは、拠点や環境課窓口等で回収した後、小型な充電式電池については主に一般社団法人JBRCへ引き渡し、他の電池類や蛍光灯等は民間事業者へ引き渡し、リサイクル処理を行っています。

また、乾電池に含まれる二酸化マンガンや亜鉛、蛍光灯に含まれるガラス、水銀等は、破碎後精製され、新たな製品の原料として再利用されています。

### 3-3 事業系ごみの減量目標

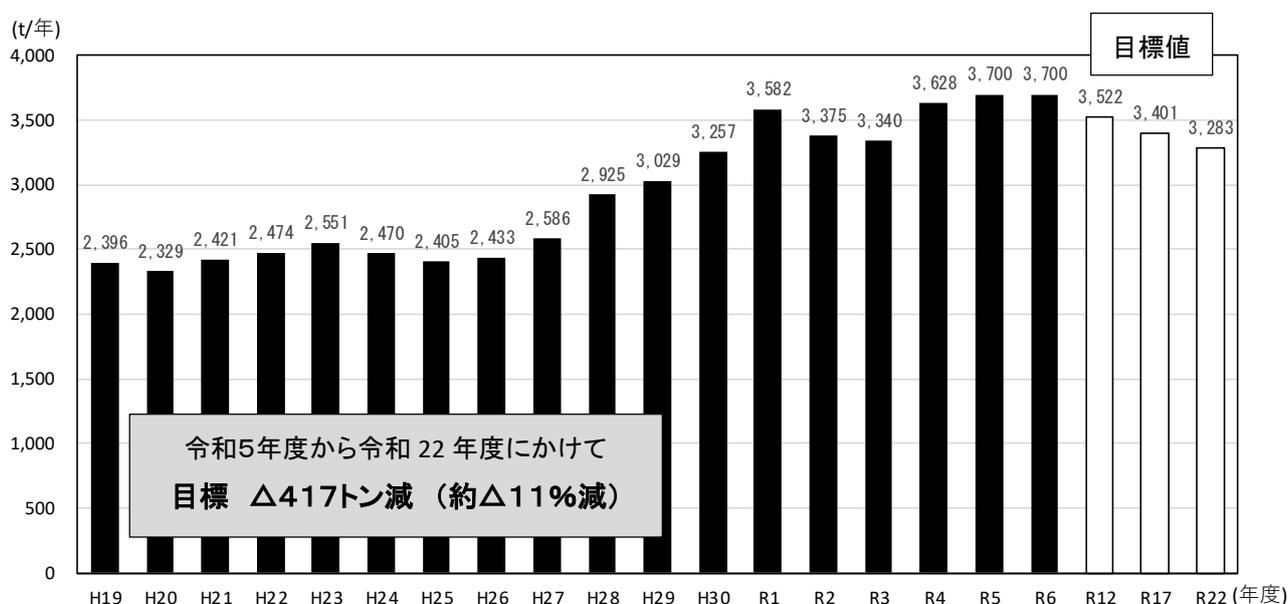
計画目標値(年間量)

令和5年度:3,700トン/年 令和22年度:3,283トン/年

事業系ごみは、家庭からのごみとは異なり、市で収集しておらず、各事業者の責任において適切に処理することが求められています。

事業系ごみの削減に向け、事業者によるごみの排出実態の把握及び分析に努め、業種や事業規模に応じた排出傾向の把握に努めるとともに、効果的な減量対策を検討し、令和22年度時点で、令和5年度実績と比べ約11%の削減を目指します。

表3-3 (事業系ごみ)排出量の推移及び目標値



### 3-4 ごみの減量に向け実施する具体的な施策

本市では、これまでも一般廃棄物を減量すべく取り組んでおり、排出量は減少傾向にあります。依然として多くの課題が残されています。このような課題の解決と前述の減量目標を達成するため、行政、市民、事業者が一体となり取り組むべく、効果的な施策の検討及び実施をします。

#### 施策1 循環意識の醸成

持続的なごみの減量には、資源の消費を抑えるとともに、やむを得ず消費したものを再資源化する、という意識の醸成が欠かせません。そのためには、分かりやすく効果的な情報発信を行い、循環意識の醸成を図るとともに、市民及び事業者の行動変容を促します。

1-①	<b>情報発信事業</b>
<p>ごみの分別や減量の取組みは、自身に関係のないことで、ただ労力や負担を強いるものと思われてしまうことがあります。一人ひとりの行動変容が何よりも大切であり、また正しい知識を広めることで、資源の消費抑制・循環利用を意識していただくことにつながります。ごみの減量に取り組む、分別をすることが、スマートなライフスタイルであることを市民・事業者に浸透するよう、様々な媒体を通して分かりやすい情報発信に努めます。</p>	
<p><b>＜啓発チラシ「MOTTAINAI便り」の発行及び全戸配布＞</b></p> <p>ごみの減量方法や正しい排出方法、講演会の開催案内など、廃棄物に関する情報を分かりやすく周知することで、市民の循環意識の醸成を図るとともに、その行動変容を促すため、啓発チラシ「MOTTAINAI(もったいない)便り」を作成し、隔月で全戸配布します。</p> <p>また本チラシを用いて、可燃ごみ袋の販売によりどれくらいの収入があり、ごみ袋作成費用などにどれくらいの支出をしているのか収支を公表したり、各種補助金や備品の無償貸出など市民に役立つ情報発信を行うことで、身近な事柄としてごみに対し興味を持っていただけるよう、分かりやすい広報に努めます。</p>	
 <p style="text-align: center;">もったいない MOTTAINAI便り</p>	

### ＜「ごみ分別アプリ」の配信＞

台風や地震のような災害時におけるごみ収集についてなど、緊急性の高い情報を即時発信し、また市民等がスマートフォンを用いて即座に情報を入手できるよう、日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語に対応する「木津川市ごみ分別アプリ」を配信します。

本アプリは、iOS及びAndroidOSに対応しており、自身の居住地域を登録することでごみ出しの日を確認したり、キーワード検索を用いてごみの排出方法を検索したり、ごみやリサイクルに関する様々な情報を発信します。

また令和6年度からは木津川市公式LINEと連携し、公式LINEのトークルーム上からも本アプリの情報にアクセスできるよう改修しており、今後も様々なプラットフォームにて情報を発信することで、利用者が無理なく情報を受け取れる環境づくりに努めます。



木津川市ごみ分別アプリ 画面イメージ

### 1-② 市民活動の表彰制度

市民等が行うごみの減量等に係る優れた取組みを発掘し、またそれを広く市全体へ普及させ波及効果を創出するため、ごみの減量等に関する優良事例の公募及び表彰を行います。

過去に公募した活動内容は、ごみの減量や、事業者の取組み、食品ロスなど様々で、表彰された作品等は、MOTTAINAI便りへの掲載や、環境イベント等の開催時に発表するなど、啓発活動に活用しており、引き続き市民に関心を持っていただけるよう、川柳や標語など様々な手法で、また企業や学校、市民団体など幅広く応募いただけるよう工夫し、取り組めます。

#### 令和6年度表彰作品 募集テーマ「食品ロスの削減に関する川柳」

- ・あらい 買って満足 ごみふやす
- ・冷蔵庫 コマメにチェック ロス削減
- ・「晩飯いらん！」作る前に TELLしてよ 
- ・冷蔵庫 家の中でも 手前取り
- ・賞味期限 見直すだけで まだいける
- ・もったいない 米一粒に 宿る神
- ・ロス野菜 生命(いのち)のスープ おいしいな

**1-③ 環境学習事業**

廃棄物の減量や再資源化をはじめとする環境問題について更なる理解を深めてもらうため、様々な学習機会を提供します。

**<出前授業・地域学習会>**

市内の小・中学校に対しては、市職員や専門団体が講師として出向き、廃棄物の分別や減量、リサイクル方法のほか、ごみの不適正排出や処理が引き起こす大気汚染や水質保全、河川環境への影響など、環境全般に関する出前授業を実施します。

また、地域からの要望に応じて、高齢者を対象としたごみの分かりやすい分別講座等、出張講義も行います。

**<廃棄物減量等推進員>**

市から委嘱を受けた廃棄物減量等推進員の活動支援を行い、地域に根差した環境啓発活動を推進します。

**<中間処理場見学会・廃棄物講演会>**

市民の理解をより一層深めるため、木津川市内の家庭から出た燃やさないごみや粗大ごみ、ペットボトル等を実際に処理し、資源を回収している中間処理施設の見学会や、有識者を招いた講演会等の開催により、ごみの減量や再資源化への関心を高める取組みを進めています。

**1-④ 事業者の行動変容を促す取組み(案)**

事業系ごみの排出を抑制するには、その発生量や発生要因を把握し、各事業者が主体となって削減に向けた改善の取組みを、継続的に実践する必要があります。

そのため、事業者の行動変容を促すべく、行政からの情報提供や各事業者への啓発など、多面的なアプローチを行います。また具体的な取組みとして、以下の施策等の実施について検討します。

**<事業者との連携強化>**

各事業者が、それぞれの事業形態にあったごみの減量対策に取り組みやすい環境をつくるため、事業系ごみの排出状況や再資源化の取組み、ごみの減量についてどのような課題を抱えているかの調査、また事業者のニーズに合った研修会の開催や優良事例の情報収集及びその共有方法等について検討します。

**<多量排出事業者への取組み>**

多量のごみを排出する事業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、必要に応じてごみの減量に関する計画の作成等について指示し、また事業所に立ち入り排出状況を確認し助言する等、行政と事業者で課題共有し連携したごみ減量の取組みについて検討します。

**施策2 ごみの減量及び再資源化の推進に向けた施策**

ごみの排出量を抑制するとともに、限られた資源を有効活用するため、様々なごみの減量と再資源化に関する施策に取り組みます。

ごみの減量や再資源化の促進には、市民や自治会、事業者等が、それぞれの立場で主体的に取り組むことが不可欠です。本市においても、様々な団体等が自主的に進めるごみ減量活動に対する補助金交付等を通して、多様な活動を幅広く支援するとともに、市全体の意識向上と活動の波及効果を図ります。

また、再資源化を促進するために、中間処理施設での確実な資源回収に取り組むほか、ごみの種別や特性に応じた様々な施策を実施します。

これらの施策を総合的に推進することで、ごみの減量及び再資源化、更に市内での循環利用を促進し、ごみの減量を図ります。今後もこうした多様な施策を展開することで、ごみの最終処分量を着実に減らし、循環型社会の形成を進めます。

**2-① 市民提案型ごみ減量活動等補助金**

ごみの減量や再資源化につながる多様な取組みを広げていくため、市民や地域団体等による自主的な活動を支援します。

身近な地域での実践や、新しい発想によるチャレンジを通じて、「やってみたい」という意欲を後押しし、ごみ減量等の取組みを継続的に発展させていくことを目指します。

**<先進的なごみ減量活動の支援>**

ごみの減量や再資源化に資する取組みのうち、市全体への波及が見込まれる先進的な活動や、民間事業者と連携して実施する事業のうち、モデル性の高い活動を対象に事業費の補助を行います。

### ＜地域住民によるごみ減量活動の支援＞

自治会や地域住民等、地域が主体となって行うごみ減量の取組みを支援します。

分別の徹底やリユース・リサイクルの推進、啓発活動等、地域の実情に応じた創意工夫のある活動を対象に補助を行うもので、地域の連帯と共同を基盤としたごみ減量を推進します。

### ＜地域住民による助け合い活動の支援＞

高齢化の進行等により、地域のごみ置き場までのごみ出しが困難な世帯が増加している中、地域の助け合いによって支え合う活動を支援します。

自治会等の地域団体が主体となり、高齢者や支援が必要な方のごみ出し・ごみ分別を手伝う活動に対して、補助金を交付し、地域全体で支え合う環境づくりと、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

## 2-② 生ごみの再資源化事業

厨芥類(生ごみ)は、可燃ごみの中で最も多く含まれている種類のごみであり、これを減量化することが可燃ごみの減量化には重要なことから、本市では、ご家庭でできる様々な減量及び再資源化の取組みを推進します。

山林整備のため市内で伐採した竹を有効活用した竹チップコンポストの配布事業や、学校給食の調理過程で生じる調理くず(魚の骨や野菜の根等の非可食部)の堆肥化等により、有機質資源の再資源化の促進を図ります。



竹チップコンポスト

また可燃ごみとして捨てられる厨芥類の中には、本来食べられるはずなのに捨てられてしまっている

食品(食品ロス)や、生ごみ由来の水分も多く含まれていることから、これらの削減にも取り組む必要があります。

食品ロスを削減するには、「食べきり、使い切り」を実践するよう啓発するとともに、不要となった食品であっても、ごみとして捨てずに有効活用するため、フードバンク・フードドライブ活動の支援・普及に取り組むことが重要です。

また厨芥類に含まれる水分についても、ごみ袋に入れる前に生ごみの水分をしっかり搾り取る「ぎゅっとひと絞り運動」に取り組んでいただくことで、水分の混入を抑制するとともに、焼却場における焼却効率の向上を図ります。

**2-③ 紙類の再資源化事業**

紙類は、新聞購読者数の減少等により排出量は減少傾向にありますが、可燃ごみの中で厨芥類に続き2番目に多く含まれているごみであり、再生可能な紙類(古紙)を可燃ごみとして捨てるのではなく、地域の古紙回収等によりその回収率を高めることが重要です。

本市では、自治会等が自主的に行う古紙の回収活動を支援するため、インセンティブとして回収重量に応じた補助金を交付します。

また、新聞や牛乳パック等と比べて古紙として認知されず、可燃ごみとして捨てられてしまうことが多い「雑がみ」の収集率を高めるため、雑がみを集めるための専用の保管袋や、こういった紙類が雑がみとして分類されるのかを学んでいただけるチラシの配布等を通して、紙類の再資源化を進めます。



雑がみ保管袋

**2-④ 剪定枝等の再資源化事業**

可燃ごみとして排出されることが多い庭木の剪定枝について、捨てるのではなくチップ化することで土壌被覆材等として活用いただける剪定枝粉碎機の無償貸出や、市道の街路樹等の剪定枝からベンチ等の木製品を製作する等、木質資源の循環利用を進めます。



左: チップ化した剪定枝  
右: 剪定枝粉碎機



**2-⑤ 事業系ごみの減量及び再資源化に関する取組み(案)**

事業系ごみの排出抑制や資源循環を促すため、事業者が行う排出抑制や資源回収の取組みを支援するほか、市民(消費者)と事業者の相互理解を深め、事業系ごみの排出抑制につながる「てまえどり運動」などの購買行動について啓発に取り組みます。

なお、具体的な取組みとして、以下の施策等の実施について検討します。

**<優良事業所認定制度の導入>**

市内事業所のうち、食品やワンウェイプラスチック(使い捨てプラ)等のごみの削減や、資源リサイクル等に積極的に取り組む事業者について、その取組みを広く周知し、市全体の意識向上及び他事業所への取組みの拡大を図るため、市が当該事業者を認定するとともに、当該事業者の表彰や周知、ステッカーの配布等を行う認定制度について、導入を検討します。

**<事業者による資源回収の取組みの支援>**

販売事業者が、衣類や食品トレイ、ペットボトルなどの資源を店舗等で回収する自主的な取組みについて、その回収量に応じたインセンティブ制度や回収容器の設置補助等の支援を検討します。

**<フードドライブ活動の促進>**

フードドライブ活動を促進し、食品ロスの削減と地域福祉への貢献に取り組むため、事業者に対するフードドライブ活動の啓発や、廃棄予定の規格外品や備蓄食料等の寄附促進の取組み等について検討します。

**<飲食店等におけるフードロス対策(食品ロス削減推進)>**

各店舗で取り組まれているフードロス対策を支援するため、またフードロスを生じさせない賢い消費行動を促し、企業の効果的なフードロス削減を後押するため、店舗等の取組み事例を市ホームページや啓発チラシ等で紹介し周知するとともに、賞味期限が近い商品の消費を促す「てまえどり」や、宴会などの食べ残しを抑制する「30・10 運動」の勧奨、食品の売れ残りや廃棄を防ぎたい小売店や飲食店と、購買意欲のある消費者をマッチングする「フードシェアリングサービス」の導入などについて検討します。

### 施策3 ごみの適正排出及び散乱防止に関すること

ごみ集積所での不適正排出や、民有地・公共用地への不法投棄は、地域環境の悪化要因となるほか、清掃や撤去、処理に多額の費用を要するところから、早急に改善すべき課題であります。こうした状況を踏まえ、監視体制の強化や環境整備を通じて適正排出の徹底や、不法投棄・散乱防止に取り組めます。

#### 3-① ごみ集積拠点整備事業

ごみ集積所における不適正排出を減らすため、利便性や衛生環境の改善を目的として、カラス被害等を防ぐ防鳥用ネットや、清掃用具の貸与を行うとともに、ごみ集積容器の設置に対する補助金を交付することで、ごみの散乱を防止し、利用しやすく清潔な集積環境の確保を支援します。このように、監視体制の強化、環境整備の支援を総合的に進めることで、不適正排出の減少を図り、地域の生活環境を保全するとともに、適正なごみ処理を推進します。



ごみ集積容器

#### <防鳥用ネットの貸与>

鳥獣被害の対策として、防鳥用のネットを無償貸与します。

#### <ごみ集積容器設置補助金>

地域で管理するごみ集積所に設置するごみ集積容器について、その新規設置や修繕に係る費用を補助します。

#### 3-② 不法投棄対策事業

次に、不法投棄の未然防止と早期発見のために、当該地域のパトロールや、ごみ収集拠点等への監視カメラの貸与及び設置を継続して進めます。監視カメラは、抑止効果に加え、実際の不法投棄事案の証拠収集にも資するものであり、再発防止に大きな効果が期待されます。併せて、不法投棄禁止を啓発するための看板の貸与により、地域住民が安心して生活できる環境の確保に努めます。

また、既に発生してしまった不法投棄物やごみ集積所への不適正排出については、排出者に対する指導を徹底するとともに、排出者が不明であるが著しく公共性を害するもの等は行政において撤去を代行することで、地域環境の保全を図ります。また事業活動に伴って排出されたとみなされる投棄物は、景観の悪化や二次的な投棄を誘発する要因にもなることから、警察や地域との連携により、投棄者を厳しく取り締まるとともに、迅速に対応します。

## 第4章 循環型社会推進基金

### 4-1 ごみ袋有料制の意義と売上金(循環型社会推進基金)の活用について

本市においては、平成28年11月に市廃棄物減量等推進審議会から、ごみ袋の有料化には減量効果が認められるため、検討が必要である旨の答申を受け、平成30年10月1日から家庭系可燃ごみについてごみ袋有料制を導入しました。

本有料制は、経済的インセンティブの付与を通じて、可燃ごみの排出抑制を図るとともに、本来資源として再利用・再生利用が可能であるにもかかわらず可燃ごみとして捨てられてしまっている資源化可能物の適正な分別・資源化を促進するほか、可燃ごみ排出量に応じた費用負担の公平性を確保し、市民の意識改革を進めるために導入したものです。

有料ごみ袋の販売により得られた売上金は、その収支の透明性を高めるとともに、様々な廃棄物減量等施策を推進する特定財源としての位置づけを明確にするため、循環型社会推進基金を設置し、本基金への積み立てを行っています。

また本基金は、次の三つの重点区分に沿って活用するとともに、市廃棄物減量等推進審議会にて意見等受けながら、社会情勢に応じた活用方法を随時検討し、必要に応じて見直しを進めることで、ごみの減量と再資源化の更なる推進を図ります。

#### 区分1 循環意識の醸成に資する事業

- (1) ごみに関する情報発信に関すること
- (2) 学校等における環境学習に関すること

#### 区分2 ごみの減量・再資源化に資する事業

- (1) ごみの発生抑制や減量に関すること
- (2) ごみの再資源化に関すること

#### 区分3 ごみの適正排出・散乱防止に関する事業

- (1) ごみの収集拠点の整備・管理に関すること
- (2) 不法投棄対策に関すること

## 4-2 循環型社会推進基金活用事業の評価・検証について

循環型社会推進基金を活用した事業の実施に当たっては、個々の事業について明確な目標と検証可能な指標を設定し、Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)のいわゆるPDCAサイクルを適切に機能させることを基本姿勢としています。こうした取組みを通して、長期的視点に立ったごみ減量等施策の継続的な改善を図ります。

基金を活用する事業は、参加者数等の指標を用いて実施後すぐに効果を検証できるものや、ごみの収集量の推移等実施から一定期間確認することで効果を検証できるもの、また市民や事業者等の行動変容が前提となる中長期的な取組み等も含まれます。

そのため、各事業の特性や目的を十分に勘案しつつ、木津川市廃棄物減量等推進審議会の評価部会において、目的の達成状況や、本市のごみ減量目標への寄与度を総合的に評価・検証するとともに、事業実施の成果や課題を共有し、施策内容の妥当性や方向性について継続し、改善を進めます。

図4-2 PDCAサイクルによる基金活用事業の進行イメージ

